

保育施設等の入所申込みについて（随時申込）

保育施設等の入所を希望される方は、次のとおり「必要書類」を提出してください。詳しくは、別紙「保育施設等入所案内」をご参照ください。

1 必要書類

- (1) 子どものための教育・保育給付認定申請書兼利用調整申込書
- (2) 保育が必要な理由を証明する書類
- (3) 保育料の決定に必要な書類
- (4) 保育施設等入所に係る健康状態確認票（入所申込書の⑧に☑有とされた方）

2 申請書等の配布・受付場所

子育て支援課（市役所本庁舎1階11番窓口）、こども総合相談窓口（ふれあいの里3階）
保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所

3 利用調整の開始時期

入所日の1ヵ月前より利用調整の対象となります。ただし、育児休業からの復帰を理由に入所を希望される場合は、復帰日の2ヵ月前より利用調整の対象となりますので、就労証明書の復帰予定日欄に記載してあるものを提出してください。

4 利用調整について

保育施設等は、定員等により入所が可能な児童数に限りがありますので、申込みの多い保育施設等は、利用調整により入所の可否が決定されます。

- (1) 利用調整は、毎月1日と15日（ただし、1月、2月、3月は10日の1回のみ）に行います。1日、10日、15日が土・日・祝日の場合は翌開庁日が利用調整日になります。利用調整の基準については、別紙「保育施設等入所案内」にてご確認ください。
- (2) 内定通知書または入所保留通知書は、利用調整後、約1週間で郵送します。ただし、入所保留通知書は初回のみ通知をいたします。その後も利用調整の対象となり、入所が可能になった場合に内定通知書で通知いたします。
- (3) 申請は、今年度（3月入所まで）に限り有効となります。翌年度にも入所を希望される方は、申込みが改めて必要になります。
- (4) 「必要書類」が揃わなければ、利用調整の対象となりません。
- (5) 子どものための教育・保育給付認定申請書兼利用調整申込書の記載内容、提出書類に変更があった場合や申込みを取り下げる場合には、必ずご連絡ください。

◆お問い合わせ先◆

米子市役所 子育て支援課

電話：0859（23）5177

FAX：0859（23）5137